

地域包括支援センター運営評価指標の開発事業

第1章 地域包括支援センター運営評価の目的

1. 地域包括支援センター運営事業の業務内容

2005年6月に介護保険法の改正が可決成立し、2006年4月に地域包括支援センターが創設されて3年目となった。町田市では16ヶ所の在宅介護支援センターのうち15ヶ所が地域包括支援センターに移行し、それぞれ地域包括支援センター運営事業委託契約を結んでいる。

委託内容は次の通りである。

地域包括支援センター事業を実施することにより、介護及び介護予防に関する総合的な相談に応ずるとともに、高齢者等が、その必要に応じた適切な保健医療福祉サービスを包括的に受けられるようにし、併せて、関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整、サービス適用の便宜を図ること等を行い、地域トータルケアサービスを充実させる。本事業により、地域の高齢者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

すなわち、基本機能として、

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的機能的ケアマネジメント支援業務
- ④ 介護予防ケアマネジメント業務

が求められている。

また、具体的な業務内容については、表1の通り定めている(詳細は資料編資料Aを参照)。

表1 業務内容(仕様書別紙より)

1.	地域の高齢者に関する総合相談
2.	実態把握
3.	権利擁護
4.	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
5.	緊急時または処遇困難ケースへの対応
6.	包括的・継続的マネジメントの実施
7.	介護予防マネジメントの実施
8.	地域見守りネットワークの推進
9.	家族介護者教室等の実施
10.	地域への広報・啓発
11.	福祉用具の適切な選定支援
12.	住宅改修の連絡調整等
13.	緊急通報システム事業の連絡調整等
14.	町田市ふれあい収集事業の連絡調整等
15.	地域包括推進センターとの連携
16.	その他

この業務内容（表 1）を地域包括支援センターの基本機能別に分類すると、表 2 のようになる。なお、介護予防ケアマネジメントは、業務内容として、具体的な表記はないが、介護予防マネジメントの実施と介護予防の普及啓発活動、介護予防に関する地域活動の支援、介護予防セルフプラン作成の支援がその内容である。

表 2 基本機能別業務内容(括弧内の数字は表 1 と対応)

<ol style="list-style-type: none">1. 総合相談支援業務<ul style="list-style-type: none">● 地域の高齢者に関する総合相談(1)● 実態把握(2)● 地域見守りネットワークの推進(8)● 家族介護者教室等の実施(9)● 地域への広報・啓発(10)● 緊急通報システム事業の連絡調整等(13)● 町田市ふれあい収集事業の連絡調整等(14)2. 権利擁護業務<ul style="list-style-type: none">● 権利擁護(3)● 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等(4)● 緊急時または処遇困難ケースへの対応(5)3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務<ul style="list-style-type: none">● 包括的・継続的ケアマネジメントの実施(6)● 福祉用具の適切な選定支援(11)● 住宅改修の連絡調整等(12)● 地域包括推進センターとの連携(15)4. 介護予防ケアマネジメントの実施(7)
--

2. 地域包括支援センター運営評価の目的

地域包括支援センターに対し、市は業務仕様書を示し、契約の目的及び業務の概要、業務内容を示している。しかしながら、これまで具体的な到達目標を示してこなかったために、地域包括支援センター担当者に業務を進める上で困難さを生じさせていた可能性もある。

地域包括支援センターの目的は、上述の通り、地域の高齢者等の福祉の向上を図ることである。既に市では、地域包括支援センターから業務実施に関する情報を収集してきた。これまでに収集した情報から、地域包括支援センターが行っている業務の量と、達成度に関する主観的な自己評価について直接把握できた。この情報は、業務を行っているか、どの程度遂行できていると考えているか（アウトプット）を把握できるものの、本来の事業目的である地域の高齢者等の福祉の向上、あるいは、地域トータルケアサービスの充実にどの程度、寄与したか（アウトカム）が把握されていない。

この問題は同様に、地域包括支援センター職員自身にとっても、目の前の業務の遂行がどの程度地域の高齢者等の福祉の向上に意味あるものか、不明確なまま従事することにもつながっている。したがって、実際に業務に携わる担当者が具体的な目標を持ち、到達地点を認識しながら業務を行うことが、地域包括支援センターに求められている課題と言える。

そこで、本報告書は、地域包括支援センター事業を業務内容のレベルで評価するための新たな評価指標を示すことを目的とする。具体的には、各地域包括支援センターから市が収集している情報の内容を整理して、現時点で評価可能な内容と評価できていない内容を明らかにして、さらに、未評価の内容については、地域包括支援センター職員へのヒアリング調査とアンケート調査を通して新たな評価指標の試案を示す。

第2章 地域包括支援センター報告内容の整理と評価

現在、市は地域包括支援センターに業務実績について報告を求めており、報告の様式を定めている。本章では、地域包括支援センターの報告内容と市の活用可能な情報を整理し、評価が可能な内容と評価できていない内容を示した。

1. 地域包括支援センター報告内容と評価

現在、地域包括支援センターの報告内容には、都への報告のために収集している情報と、市が独自に収集している情報がある（表3）。

表3 地域包括支援センター報告内容

1) 都への報告のために収集している情報

- 事業月報（資料1-1～2）

2) 市が独自に収集している情報

- 健康度モニタリング表の写し（資料2-1～2）
- 介護予防サービス・支援計画表（ケアプラン）の写し（資料3-1～3）
- 介護予防サービス・支援評価表の写し（資料4）
- 地域包括支援センター出張介護予防教室開催記録（表4）
- 地域ケア会議開催記録・エリア会議開催記録（表5）
- 介護者交流会開催記録（表6）
- 特定高齢者一覧（資料5）
- 予防給付対象者一覧（資料6）

1) 都に報告をするために収集する情報と評価

市は都への報告のために、地域包括支援センターに事業月報による報告を求めている（資料1-1～2）。月報では、地域包括支援センターが相談に対応した件数や連絡調整を行った回数を把握でき、また、協力者・協力機関の新規登録数と登録減数からは、各地域包括支援センターの協力者・協力機関の増減が把握できる資料となっている。

なお、事業月報における相談件数は、年度新規の相談者実数と月間相談延べ人数とそのうちの夜間相談人数について、電話、来所、訪問に分類して報告する。また、各事業への対応延数は、事業項目ごとの当月対応延べ数、対応実数を報告し、協力員・協力機関については、当月新規登録数と当月登録減数を報告することとなっている。